

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 6 月から同年 12 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 60 年 6 月まで

夫が亡くなり、A年金事務所へ遺族年金の手続に行った際、自分の納付記録を確認したところ、昭和 50 年 6 月から 60 年 6 月までの付加保険料が納付済みとなっていなかった。50 年 6 月にA市B支所で国民年金の任意加入の手続をした時に、窓口で年金の受取額が多くなるからと勧められ付加年金にも同時に加入し、厚生年金保険被保険者になるまで、定額保険料と併せて付加保険料を納付したにもかかわらず、定額保険料のみが納付済みで、付加保険料が納付済みとなっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 6 月に国民年金に任意加入した時から国民年金の定額保険料と併せて付加保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録の欄の記載内容から、同年 6 月 26 日に付加保険料を納付する被保険者として任意加入したことが確認できるが、付加年金を辞退した形跡は見当たらない。

また、付加保険料は、原則として定額保険料と同一の納付書により納付することから、付加年金の加入を申し出た申立人に対して、定額保険料のみの納付書が交付されたとは考え難く、付加保険料を含む保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、同名簿において確認できる昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の保険料は、当時の定額保険料の額と一致しているほか、当該保険料は、同年 7 月及び 52 年 9 月にそれぞれ過年度納

付されていることから、当該期間の付加保険料は、制度上納付することはできない。

また、オンライン記録において、申立期間のうち昭和 60 年 5 月及び 6 月に係る保険料は、申立人が同年 5 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、同年 9 月に還付決定された記録が確認できるが、当該還付された保険料は当時の定額保険料の額と一致している。

さらに、国民年金法第 87 条の 2 第 4 項の規定により、付加保険料を納期限までに納付しなかったときには当該納期限の日をもって付加保険料を納付する者でなくなる旨の申出があったとみなされることから、申立期間のうち昭和 51 年 1 月以降は、定額保険料のみ納付されたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 50 年 6 月から同年 12 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 1265 (事案 317 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から7年1月までの期間及び同年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月から7年1月まで
② 平成7年2月から同年3月まで

私は、平成5年6月頃にA市から届いた国民年金の加入案内をB市に帰省した同年7月頃に母親に渡し、母親が国民年金保険料を銀行で毎月納付してくれたと思う。

今回、母親が私の国民年金保険料を納付したとする兄及び妹作成の文書を提出するので、再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親も既に死亡しているため、国民年金の加入状況、納付状況等は不明であること、ii) 申立人は、申立期間当時、その母親と同居していた申立人の兄や妹とは異なり、県外に住民票を異動させていたため、国民年金の加入手続を自ら行わなければならなかったが、その手続について具体的な記憶が無いこと、iii) 申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年8月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、母親が申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の兄及び妹作成の文書を提出しているが、申立人の兄は、「母親からは、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付場所について具体的に聞いた覚えは無い。」とし、申立人の妹は、「申立人の国民年金保険料の納付に

ついて具体的な書類は見たことは無い。」としていることから、当該文書をもって委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

また、前回の申立てにおいて、申立人は、国民年金の加入手続、加入時期、年金手帳の交付、及び保険料の納付場所等について、いずれも不明としていたが、今回の申立てにおいては、「平成5年6月頃、A市の自宅に国民年金の加入案内が届き、B市に帰省した際、母親に渡し母親が記入し送付したと思う。就職の際、オレンジ色の年金手帳を母親から受け取ったが、いつの間にか紛失した。保険料は月払いで、C銀行D支店で納付したと思う。」としており、供述内容に変遷がみられる。

さらに、今回の申立てに当たり、兄及び妹が作成した文書以外に申立人から新たに資料等の提出は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1266 (事案 1139 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月から 55 年 3 月まで

前回の申立てに対する委員会の判断理由では、申立期間当時、私の住民票が A 地にあったことを唯一の根拠として記録の訂正は認められないとしているが、当時、私は自分の住民票が A 地にあることを知らなかったし、母親から国民年金に加入したと聞いたので、実家のある B 市で加入手続を行ったと推測して申し立てただけである。

また、B 市で私の国民年金の加入手続を行うことができないとするならば、私の母親が、私が 20 歳に到達した昭和 50 年*月頃に A 地において、国民年金の加入手続が可能な公共機関で手続を行うことは十分可能である。

さらに、加入及び納付の認定は、どこで加入手続を行ったかではなく、旧社会保険庁に埋もれている私の国民年金の加入及び納付記録を探し出すことである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、戸籍の除附票により、申立期間当時、A 地に住民票を異動させていることが確認でき、申立人が 20 歳に到達した昭和 50 年*月の時点では、制度上、B 市で国民年金の加入手続を行うことはできないこと、ii) 申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料は納付できないこと、iii) 申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、iv) 申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっており、当時の具体的な状況は不明であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、自身が 20 歳に到達した昭和 50 年*月頃に、申立人の居住地である A 地において、申立人の母親が申立人の国民年金の

加入手続及び保険料納付を行うことは可能であると主張しているが、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人が申立期間当時居住していたA地C区を管轄していた社会保険事務所（当時）において、50年10月から51年3月までに払い出された国民年金手帳記号番号1万2,630件（*から*まで）の被保険者名を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、C区の年度別納付状況リストを氏名検索しても、申立人の納付記録は確認できない。

また、今回の申立てに当たり、申立人から新たな資料等の提出は無く、ほかに委員会の当初の結論を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1267 (事案 110 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 60 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 60 年 10 月まで

申立期間当時は不動産会社に見習として勤めながら、国民年金保険料を納付していたが、当時の経営者の妻が会社の用務で銀行に行くときに銀行振込による保険料納付を依頼したこともあった。

申立期間当時の保険料納付を証明してくれる経営者の妻は所在が分からず供述は得られないが、今回、区役所の職員から、社会保険事務所（当時）にA市の記録を移管する時に大量の書類を紛失したと聞いた。

また、当時、離婚した妻から毎月の国民年金保険料を納付しているか心配して電話がかかっていたことを記憶しているので、再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料納付を依頼していたとする当時の勤務先の経営者の妻は所在不明であり供述が得られないこと、ii) 申立人には国民年金加入手続の記憶が無く、申立期間及びその前後の期間は国民年金の未加入期間とされていることから、保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 4 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時居住していた区役所で転居の手続を行った折、国民年金の加入手続を行い、年金手帳を提出したとしているが、申立人が保管する年金手帳及び申立人の国民年金被保険者台帳には資格取得の記録及び住所変更の記載は無い上、申立人は昭和 55 年 10 月*日の離婚により姓

を変更していることが戸籍で確認できるが、前述の年金手帳及び被保険者台帳には氏名変更の記載も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付額は月額2,000円から3,000円程度だったと記憶しているところ、当該金額は納付済みとされている昭和52年4月から同年12月までの保険料額と一致しているが、申立期間の保険料額とは相違していることから、当該納付済期間の記憶と混同している可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の納付書について、3か月に一度送られてきた保険料納付通知書で納付していたとしているが、申立期間当時、申立人が居住していたA市では、昭和55年4月からは各月の納付書を年度当初に一括送付する方式に変更したことが確認できることから、当時の取扱いと相違している。

加えて、申立人が当時勤務していた事業所の経営者及びその妻は所在が不明である上、申立人は当該事業所で一緒に勤務した同僚はいなかったとしていることから、申立内容を裏付ける関係者等の供述は得られない。

また、今回の申立てに当たり、申立人から新たな資料等の提出は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年春頃から45年夏頃までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年春頃から45年夏頃まで

私は、昭和43年春頃にA市役所B出張所で国民年金に加入し、45年夏頃まで同出張所で国民年金保険料を毎月納付していた。

しかし、年金事務所の記録をみると、申立期間は未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年春頃にA市役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、45年夏頃まで保険料を納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿に記載されている申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は47年3月10日頃に加入手続きを行い、国民年金手帳記号番号が付番されたものと推認され、申立人が申立期間以降に転居したC市が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳で同年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。このため、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、同被保険者台帳では昭和47年2月までは国民年金は未加入、同年3月から同年12月までの期間は保険料納付済と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録から申立人の氏名を検索したものの、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 56 年 7 月から同年 12 月まで
③ 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 50 年 10 月に妻と一緒に国民年金に加入し、以後、国民年金保険料を納付していた。

申立期間当時は夫婦で自営業をしており、役場や金融機関等に出入りすることが多かったので、自宅に届いた国民年金保険料の納付書で必ず納付していた。

しかし、私と妻の国民年金の記録では申立期間①、②及び③の期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①、②及び③の期間は全て未納期間とされており、オンラインの記録と一致する。

また、同被保険者名簿により、申立期間②の直後の9か月分の保険料は昭和59年3月17日に、申立期間③の直後の9か月分の保険料は60年10月26日にそれぞれ過年度納付されていることが確認できるが、各納付時点において申立期間②及び③の保険料は既に時効により納付することができない期間であり、申立人は各申立期間に係る保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人と共に保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間①、②及び③が未納と記録されているが、それぞれ個別に処理される納付事務処理の過程で、これらの納付記録がいずれも誤って処理される可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立人からは、自宅に現年度及び過年度の保険料納付書が届いた都度、役場や金融機関で納付していたとする以外に具体的な供述は得られず、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 56 年 7 月から同年 12 月まで
③ 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 50 年 10 月に夫と一緒に国民年金に加入し、以後、国民年金保険料を納付していた。

申立期間当時は夫婦で自営業をしており、役場や金融機関等に入出入りすることが多かったので、自宅に届いた国民年金保険料の納付書で必ず納付していた。

しかし、私と夫の国民年金の記録では申立期間①、②及び③の期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①、②及び③の期間は全て未納期間とされており、オンラインの記録と一致する。

また、同被保険者名簿により、申立期間②の直後の9か月分の保険料は昭和59年3月17日に、申立期間③の直後の9か月分の保険料は60年10月26日にそれぞれ過年度納付されていることが確認できるが、各納付時点において申立期間②及び③の保険料は既に時効により納付することができない期間であり、申立人は各申立期間に係る保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人と共に保険料を納付していたとする申立人の夫も申立期間①、②及び③が未納と記録されているが、それぞれ個別に処理される納付事務処理の過程で、これらの納付記録がいずれも誤って処理される可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立人からは、自宅に現年度及び過年度の保険料納付書が届いた都度、役場や金融機関で納付していたとする以外に具体的な供述は得られず、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A事業所で、非常勤職員として昭和 56 年 3 月から 60 年 3 月まで勤務した。雇用期間は 6 か月更新で、最終月（9 月、3 月）の月末まで勤務し、保険料は 6 か月分が給与から控除されていたはずなので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、それぞれ月末まで申立事業所に勤務したと主張しているが、A事業所は、当時の非常勤職員の雇用に係る資料は保存期間満了につき保存していないとしており、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、昭和 59 年度に A 事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している 7 人の資格喪失日を確認したところ、申立期間①については、7 人全員が申立人と同じ昭和 59 年 9 月 30 日とされていること、及び申立期間②については、5 人が申立人と同じ 60 年 3 月 31 日とされていることが確認できるところ、A 事業所は、「昭和 59 年度においては、昭和 59 年 9 月 30 日及び 60 年 3 月 31 日が日曜日であるため、月の中途である 59 年 9 月 29 日及び 60 年 3 月 30 日に退職したものと思われ、厚生年金保険法第 14 条の規定により、資格喪失日の属する月の保険料は徴収していないものと考えられる。また、申立人と同じ雇用形態で雇用されていた非常勤職員についても、申立人と同様に申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることから、申立人のみ誤った手続がされたとは考えられない。」と回答していることを踏まえると、59 年度に勤務していた非常勤職員について、雇用期間の最終月の月末までは勤務期間としない

取扱いが行われていた可能性がうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 1 日から 61 年 2 月 1 日まで
私は、昭和 57 年 1 月 5 日から 61 年 2 月 1 日まで A 社で勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、57 年 5 月 1 日から 61 年 2 月 1 日までの期間は国民年金の加入期間となっている。私は、勤務期間中に国民年金加入の手続をした記憶は無く、厚生年金保険の記録が無いことが納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録では申立期間のうち昭和 57 年 9 月 27 日から 59 年 2 月 28 日までについて申立事業所で記録があり、申立事業所の現在の事業主（申立期間当時は、給与計算・社会保険担当者）が「申立人は、昭和 57 年 9 月から 59 年 2 月末日まで在籍していた。」と証言していることから、雇用保険加入記録のある期間については申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立事業所提出の諸給与支払内訳明細書の記載により、申立人について雇用保険料の控除は確認できるが、厚生年金保険料の控除は確認できず、前述の事業主は「申立人の給与からは、雇用保険料のみを控除しており、厚生年金保険料は控除していない。当時の事業主は死亡しており、当時の申立人の雇用形態は不明である。」と証言している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票では、資格取得日は昭和 57 年 1 月 5 日、資格喪失日は同年 5 月 1 日と記載されており、申立期間において健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人の所持する年金手帳の厚生年金・船員保険の記録欄には、被保険者となった日が昭和 57 年 1 月 5 日、被保険者でなくなった日が同年 5 月

1日と記載されており、別に所持する年金手帳の国民年金の記録欄では、被保険者となった日が同年5月1日、被保険者でなくなった日が61年2月1日と記載されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。